【福祉貸付・医療貸付共通】

新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障がある事業者に対する新型コロナウイルス対応支援資金の取扱いに係るＱ＆Ａ

【目次】

(1)お手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ1
Ｑ1－Q4

(2) 制度・条件・対象について ・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ2
[福祉貸付・医療貸付共通] Ｑ5－Q15
[医療貸付のみ] Ｑ16－Q22
(※医療貸付をお申し込みの方はこちらも確認ください。)

(3) すでにご融資している資金のご返済について ・・・・・・・・Ｐ7
Ｑ23－Q24

(1)お手続きについて----------

Ｑ１　どのように手続すればよいですか？

Ａ１　新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナウイルス」）の影響により事業の継続に支障がある方で新型コロナウイルス対応支援資金（以下、「コロナ融資」）を希望する方は、福祉医療機構ホームページからダウンロードした借入申込書に必要な書類一式を、当機構あて送付してください。送付先は以下のとおりです。（問い合わせ先はＱ４に記載）
なお、所定の審査がございます。新型コロナウイルスの影響を受けた損失状況、経常赤字（経常損失）や債務超過等の経営改善、その他不明な点等の確認が必要なお客様には、当機構からご連絡させていただくことがございます。

【宛先】
〒１０５－８４８６
東京都港区虎ノ門四丁目３番13号
ヒューリック神谷町ビル９階
独立行政法人福祉医療機構
新型コロナウイルス対応支援室

（福祉貸付の場合）借入申込書（福祉貸付）　受付担当　行

（医療貸付の場合）借入申込書（医療貸付）　受付担当　行

Ｑ２　借入申込を行ってから融資を受けるまでの流れを教えてください。

Ａ２　次のような流れになります。有担保の貸付となるか、無担保の貸付となるかでお手続きが異なりますのでご注意ください。(担保についてはＱ１３をご参照ください。)

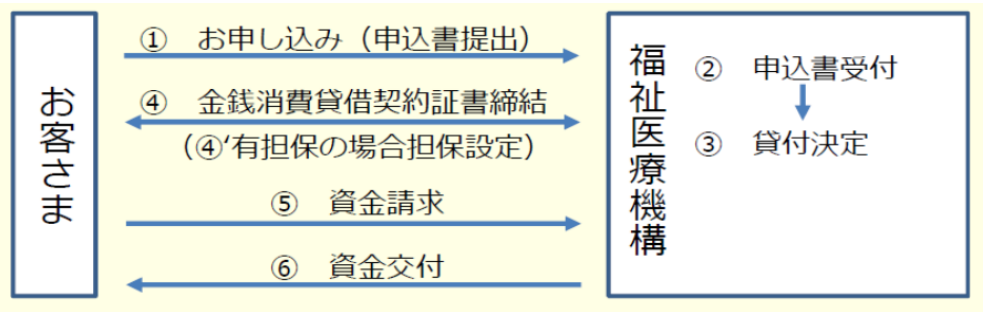

Ｑ３　融資までどのくらいの日数がかかりますか。
Ａ３　できるだけ速やかにご融資ができるよう努めておりますが、現在、多くのお客さまからお申し込みいただいている状況であり、順番にご対応させていただいております。
また、お客さまのお申し込み内容や貸付条件（担保の有無）によって審査にお時間をいただく場合があるため、必ずしも融資の時期についてご希望に沿えないことがあることをご理解いただきますようお願い申し上げます。

Ｑ４　融資に関する問い合わせ窓口を教えてください。
Ａ４　融資に関するお問い合わせ窓口は以下のとおりとなります。
ご相談フリーダイヤル：（福祉）０１２０－３４３－８６２
（医療）０１２０－３４３－８６３
※携帯電話等でつながらない場合：（福祉）０３－３４３８－０４０３
（医療）０３－３４３８－９９４０
融資に関するお問合せフォームは以下のアドレスとなります。
（福祉）
新型コロナウイルス対応支援資金お問い合わせフォーム(福祉貸付)

（医療）
新型コロナウイルス対応支援資金お問い合わせフォーム(医療貸付)

(2)制度・条件・対象について----------

［福祉貸付・医療貸付共通］

Ｑ５　どのような資金について融資を受けることができますか。
Ａ５　新型コロナウイルスの影響により事業の継続に支障がある事業者の方に対する経営にかかる運転資金であり、融資条件の特例措置を講じております。

Ｑ６　融資を受けることができる条件は何ですか。

Ａ６　新型コロナウイルスにより、一定の影響を受け事業の継続に支障がある事業者の方を対象としております（当該感染症に施設利用者や施設職員が罹患していることは要件としておりません）。
福祉貸付については、融資対象となる事業の種類は、福祉医療機構ホームページに掲載している主な「融資対象施設・事業」をご確認ください。
詳細につきましては、上記Ａ４に記載の窓口までお問い合わせください。

Ｑ７　借入額に制限はありますか。
Ａ７　新型コロナウイルスの影響を受けた月（直近６ヶ月以内の月）と、前年の同月又はコロナ前の同月（平成３１年２月から令和２年１月までの期間の同月）と比較した際の**減収額の 12 か月を上限目安に借入申込金額をご検討ください。**
福祉貸付においては「新型コロナウイルス感染症に伴う経営資金に係る補足説明（提出書類２）」、医療貸付においては「新型コロナウイルス感染症に伴う長期運転資金に係る補足説明（提出書類２）」で、融資額の上限目安が算出されますので、申込書作成の際にご確認ください
決算書上の売上高に見合う金額（事業規模）や新型コロナウイルスの影響を受けた損失状況を確認の上、借入申込額を調整させていただく場合がございますので、予め精査をしてください。

Ｑ８　開業から１年未満の場合は、コロナ融資は受けることができますか。
Ａ８　コロナ融資は、創業から間もない場合の新規開業資金に充てていただくものではございません。
ただし、クラスターの発生等、新型コロナウイルスの影響が明らかで、特別な事情がある場合に対象となることがありますので、ご不明な点などがありましたら、上記Ａ４に記載の窓口までお問い合わせください。

Ｑ９　資金使途に制限はありますか。
Ａ９　本資金は、新型コロナウイルスの影響による減収の補てん等に充てる資金であり、人件費や経費に充てていただくものです。
ただし、本貸付金を既往借入金の繰上返済、建築資金への流用、他法人への流用又は転貸等に充てることは、目的外使用にあたり、繰上償還を求める可能性があります。

Ｑ１０　コロナ融資を一度受けた後、更に融資を受けることはできますか。
Ａ１０　融資限度額の範囲内であれば複数回、融資を受けることが可能です。
ただし、既に実行したコロナ融資額と今次申込額を合わせ、減収額を基に算出した融資の上限目安額や決算書上の売上高に見合う金額（事業規模）などを確認の上、借入申込金額を調整させていただきます。
また、実行済みの借入金額の使途や使用状況を確認させていただく場合がありますので予めご了承ください。

Ｑ１１　コロナ融資を一度受けた後、更に融資を受ける場合の必要書類は何ですか。
Ａ１１　改めて借入申込書一式を郵送によりお申し込みください。
Ｑ１２　法人単位での申し込みになりますか。

Ａ１２　施設単位での申込になります。ただし、法人全体でご返済可能な範囲の借入額であることが要件となります。

Ｑ１３　貸付利率や担保などの融資条件について教えてください。
Ａ１３　融資条件については以下のとおりとなります。
なお、保証人については、保証人不要制度を選択していただくことも可能です。保証人不要制度を選択された場合、金利が上乗せ（福祉 0.05%、医療 0.15%）されます。

（福祉貸付）

		融資条件
償還期間		15 年以内
据置期間		5 年以内
貸付利率	当初5 年間	6,000 万円まで：基準金利 6,000 万円超の部分：基準金利+0.8%
	6 年目以降	基準金利+0.8%
貸付金の限度額		なし
無担保貸付		2,000 万円

※現在の基準金利は金利情報をご覧ください。

（医療貸付）

○医療貸付事業 <令和5年4月以降>

融資条件（全施設共通）	
貸付対象	前年又はコロナ前の同月と比較して、減収又は利用者が減少している等
償還期間 （据置期間）	15年以内（5年以内）　※据置期間は元金の支払猶予期間

病院・診療所			
貸付利率		①病院	②診療所
	当初5年間	(3割以上減収)　2億円まで：基準金利 (3割未満減収)　1億円まで：基準金利 上記を超える金額：基準金利+0.8%	(3割以上減収)　5,000万円まで：基準金利 (3割未満減収)　4,000万円まで：基準金利 上記を超える金額：基準金利+0.8%
	6年目以降	基準金利＋0.8%	基準金利＋0.8%
貸付金の限度額		次の金額と「前年又はコロナ前の同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 [病　院]　(3割以上減収)10億円　(3割未満減収)7.2億円　[診療所]　(3割以上減収)5,000万円　(3割未満減収)4,000万円	
無担保貸付		[病　院]　(3割以上減収)4億円　(3割未満減収)2億円　[診療所]　4,000万円	

介護老人保健施設・介護医療院・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業			
貸付利率		介護老人保健施設、介護医療院	助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業
	当初５年間	1億円まで：基準金利 1億円超の部分：基準金利＋0.8%	4,000万円まで：基準金利 4,000万円超の部分：基準金利＋0.8%
	6年目以降	基準金利＋0.8%	基準金利＋0.8%
貸付金の限度額		次の金額と「前年又はコロナ前の同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額	
		1億円	4,000万円
無担保貸付		5,000万円	2,000万円

※現在の基準金利は金利情報をご覧ください。

Ｑ１４　借入金の返済の途中で、繰り上げて返済することはできますか。

Ａ１４　借入金の返済の期限前に返済予定を繰り上げて借入金一部または全額を返済することは可能です。なお、コロナ融資においては、繰上償還に伴う弁済補償金は発生しないこととしております。

Ｑ１５　団体信用生命保険へ加入することはできますか。

Ａ１５　団体信用生命保険特約制度はありますので、一定の要件を満たせば加入していただくことはできます。この制度にご加入された場合、万が一融資を受けた方が、死亡または高度障害の状態になられたときは、一定額（１億円）を限度に借入金が保険会社から受け取る保険金によって弁済されます。
制度の詳細については、「外部リンク：公益財団法人社会福祉振興・試験センター」をご覧ください。

［医療貸付のみ］

Ｑ１６　「減収」とは、医業収益のみの減収額で計算するのでしょうか。あるいは、医業外収益も含めるのでしょうか。
Ａ１６　医業収益のみの減収で計算します。医業外収益は含めません。

Ｑ１７　個人の診療所・歯科診療所ですが、コロナ融資の対象となりますか。
Ａ１７　融資の対象となります。

Ｑ１８　薬局はコロナ融資の対象となりますか。
Ａ１８　融資の対象外となります。

Ｑ１９　株式会社・合同会社等で指定訪問看護事業（訪問看護）を運営していますが、コロナ融資の対象となりますか。
Ａ１９　指定訪問看護事業は当機構の融資の対象施設となるものの、株式会社・合同会社等でのお申し込みは融資の対象外となります。

Ｑ２０　株式会社・合同会社等で通所リハビリテーション（デイケア）事業を運営していますが、コロナ融資の対象となりますか。
Ａ２０　株式会社・合同会社等が運営する通所リハビリテーション（デイケア）事業は、融資の対象外となります。なお、診療所（通所リハビリテーション事業所を有する診療所を含む。）は、融資の対象となります。

Ｑ２１　沖縄県で医療施設を運営していますが、コロナ融資の対象となりますか。
Ａ２１　沖縄県の医療施設を運営されている方は、当機構の融資ではなく、沖縄振興開発金融公庫の融資の対象となります。沖縄振興開発金融公庫　融資第一部産業開発融資班（TEL 098-941-1765）へお問い合わせください。

Ｑ２２　自由診療が収益の１００％を占める診療所（又は病院）ですが、コロナ融資の対象となりますか。
Ａ２２　当機構の医療貸付の融資を受けられるには、保険医療機関として継続して運営していることが必要です。一時的に自由診療が収益の１００％となっている診療所（又は病院）であっても、保険医療機関として指定を受けていれば、お申込みは可能です。

(3)すでにご融資している資金のご返済について----------

Ｑ２３　今回のコロナ融資により、民間金融機関からの借入金の借り換えを行うことはできますか。

Ａ２３　本融資制度は、新型コロナウイルスの影響による減収の補てんに充てる運転資金であるため、人件費や経費に充てていただくものであり、他の金融機関の借入金の借り換えにはご利用いただけません。

Ｑ２４　福祉医療機構から融資を受けていますが、新型コロナウイルスの影響を受け、返済にあたり不安があります。どのようにすればよいでしょうか。

Ａ２４　新型コロナウイルスの影響を受け、返済に不安が生じたお客さまについては顧客業務部顧客業務課で相談を受け付けております。
（お問い合わせ先は以下のとおりです）

【返済に関するご相談窓口】
フリーダイヤル：0120-343-864
【返済に関するお問い合わせフォーム】
返済に関するお問い合わせフォーム